

## 令和6年 第2回相楽東部広域連合議会定例会

日時 令和6年7月23日(火)

9:30～14:30

～速記録～

### ◎ 議長(西 昭夫)

皆さん、おはようございます。議員の皆様には、何かとご多忙のところ、ご出席いただき厚くお礼を申し上げます。本定例会に付議されました案件について、よろしくご審議いただきますとともに円滑な議会運営にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。議会に先立ちまして、3月26日に笠置町議会臨時会において、議会構成の変更が行われ、新しく山本勝喜議員、田中良三議員が相楽東部広域連合議会議員となりましたのでご紹介いたします。また、南山城村議会議員の皆様には、3月24日の選挙でご当選おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。4月4日の南山城村臨時会において、新しく、また、再度相楽東部広域連合議会議員となりました議員をご紹介いたします。鈴木かほる議員、久保憲司議員、梅本章一議員、奥森由治議員、以上4名の議員でございます。続きまして、新たに山本篤志笠置町長が副広域連合長に就任されましたので、ご紹介いたします。続きまして、新しく参与に就任された方をご紹介します。和束町、岡田博之君です。よろしくお願いいたします。続きまして、職員の異動がありましたので、ご紹介いたします。事務局長兼議会事務局長の松浦佳徳君です。総務課長の大西清隆君です。会計管理者兼環境課長の米澤昌樹君です。教育委員会学校教育課長の岸田啓介君です。同じく生涯学習課長の竹谷徹也君です。よろしくお願いいたします。ただいまから、令和6年第2回相楽東部広域連合議会定例会を開会いたします。平沼広域連合長、挨拶をお願いいたします。

### ◎ 広域連合長(平沼 和彦)

皆様、おはようございます。本日は、令和6年第2回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かと御多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございます。平素は当連合の運営に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを改めて厚く御礼申し上げます。また、先ほど議長さんからありますが、このたび南山城村議会議員になられました皆様、おめでとうございます。連合代表といたしまして心よりお祝いを申し上げます。さて、本定例会におきましては、副議長の選任のほか、令和5年度一般会計補正予算第4号専決の件、令和6年度一般会計補正予算(第1号)の件などについて御審議をお願い申し上げるものでございます。何とぞよろしく御審議いただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にご苦勞さまでございます。よろしくお願いいたします。

### ◎ 議長(西 昭夫)

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。鈴木かほる議員から欠席の届が出ていますので、申し添えます。日程第1、議席の指定を行います。議席は会議規則第3条の規定によって、ただいまご着席のとおり指定します。日程第2、副議長の選挙を行います。現在副議長が欠員となっております。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長(西 昭夫)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長(西 昭夫)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。副議長に奥森由治議員を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました奥森由治議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長(西 昭夫)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました奥森由治議員が副議長に当選されました。会議規則第32条第2項の規定により、当選人の告知をします。副議長、就任の挨拶をお願いします。

◎ 副議長(奥森 由治)

失礼いたします。皆様のご推挙によりまして、副議長を務めさせてもらうことになりました。ありがとうございます。もとより微力ではございますけども、議長を補佐し、相楽東部3町村のさらなる発展のため努めてまいります。今後ともよろしくご支援・ご指導いただきますようお願いをいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(拍手)

◎ 議長（西 昭夫）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本定例会会議録署名議員には、会議規則第121条の規定によって、5番、山本勝喜議員、6番、久保憲司議員を指名します。なお、以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。日程第4、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る7月10日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（西 昭夫）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。日程第5、閉会中の委員会調査報告を求めます。初めに、総務厚生常任委員長、畑武志議員。

◎ 総務厚生常任委員長（畑 武志）

それでは皆さん、改めましておはようございます。総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は、7月2日午前9時30分から和東町体験交流センターの会議室で開催しました。最初に、副委員長の互選の結果、笠置町議会議員の田中良三議員が副委員長に選任されました。続いて、令和6年第2回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号専決）の件について説明を受けました。次に、令和6年度一般会計補正予算（第1号）（案）の件について、その後、相楽東部クリーンセンター応急対策業務結果及び安全対策事業についての説明を受けました。主な質疑では、一般会計補正予算において、相楽東部クリーンセンター、テールアルメ擁壁等安全対策事業のモニタリング調査委託及び応急対策工事についての質問が、また相楽東部クリーンセンター応急対策業務結果についての質問が出されました。以上で、7月2日に開催しました総務厚生常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（西 昭夫）

続きまして、文教常任委員長、向出健議員。

◎ 文教常任委員長（向出 健）

文教常任委員会からの報告を行います。本委員会は、7月2日午後1時30分から和東町体験交流センターの会議室で、開催しました。最初に、委員長・副委員長の互選の結果、私、笠置町議員の向出が委員長に、南山城村議員の鈴木かほる議員が副委員長に選任されました。続いて、令和6年第2回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号専決）の件について説明を受けました。主な質疑では、

各小学校工事請負費についての質問が出されました。次に、令和6年度一般会計補正予算（第1号）（案）の件について説明を受けました。主な質疑では、和東中学校管理諸経費において、公有財産購入費の農業体験学習用地購入についての質問が、また、和東中学校教育振興諸経費において、生徒・クラブ指導手当についての質問が出されました。以上で、7月2日に開催した文教常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（西 昭夫）

以上で報告を終わります。日程第6、一般質問を行います。質問時間は答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。2番、向出健議員の発言を許します。

◎ 2番（向出 健）

2番、向出健から質問をさせていただきます。通告に基づきまして質問をさせていただきます。まず1つ目の問題として、いわゆる関西万博の学校行事としての対応について質問をさせていただきます。3月に爆発事故が起きております。対策が万全といえるのか大変懸念をされます。生徒・児童の安全面から学校行事として行うことについては慎重に、基本的には中止を求めたいと思っております。京都府も予算として府内の学校に対して入場料の全額負担の予算をつけ、招待する事業を進めようとしています。こうした中で当教育委員会として児童の安全を優先して、このような対応については中止を求めたいと思っておりますが、見解をお伺いしたいと思います。残りの問題については自席から質問をさせていただきます。

◎ 議長（西 昭夫）

向出議員、一括質問。

◎ 2番（向出 健）

大変失礼いたしました。残り3つの問題についても質問をさせていただきます。2つ目に、笠置小学校のプールの修繕の問題についてです。学校やPTAから笠置小学校のプールの修繕について要望が出されていますけれども、このプールの修繕については、現在対応するという予定がないというふうにお聞きしています。修繕をしないと今現在は村のプールを利用するという事になっていきますけれども、村のプールが壊れれば授業が滞ってしまう、できなくなってしまうという事態にも落ちかねません。また、災害時にはこのプールの水が利活用もされるものです。このプールの修繕について、修繕を実施することを求めますが、どうお考えでしょうか。また、他校のプールの利用ということになれば、移動の際の時間のロスもあり、子どもなどの負担の面の問題もあります。また、カリキュラムにも影響を与えたりすることもあると思っておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。3つ目に、認定こども園の管轄について、質問をさせていただきます。東部広域連合は今後教育上

認定こども園にすることも大きな方向性として示されています。保育所を認定こども園に実際にする場合には、どこがどのような形で進めて決めるのでしょうか。各自治体が決定するのか、それとも広域連合どちらかで決定するのか、それとも両方の手続が要るのか、その点についてお伺いをいたします。また、認定こども園の運営基準や入園決定についてもそれぞれの自治体が行うのか、連合で行うのか、その手続についてお尋ねいたします。4つ目に、擁壁安全対策工事の対応について、質問をいたします。擁壁安全対策工事後1か月足らずで亀裂などが生じる事態が起きています。この工事費、調査費も含めまして約1億円の工事費を使っております。現にこうした事態ですから、この1億円の金銭については何らかの形で賠償もしくは補填等が要るのではないかと思います、その点はどのようにお考えでしょうか。また、この間議会に対して、設計業者から工事に入る前に説明を受け、懸念の声も議員から出されていましたが、設計業者はこれで大丈夫だという形でご説明を行っています。その結果、この工事を議決をして進めるということになりました。しかし実際にこういう問題が起きて、設計業者には全く責任がないといえるのでしょうか、この点お伺いをしたいと思います。特に想定を超えることがなければ、設計業者等の責任が免れるということはないと思いますけれども、特に雨が降って地滑りが起きたという説明をこれまで受けております。また、深い地層のところで地滑りが起き、なかなかそれが想定できなかった旨もお聞きしていますけれども、様々な条件をつけて、またボーリング調査を行った上で専門家として、どのような流量を取ればいいのか、どういう工事をすればいいのか計算をされて設計業者は設計を出されたと思います。そうした中で想定をもし超えるものがあつたとすれば、それはどういうふうにお考えなのかお聞きをしたいと思います。また、今回原因調査等もこの同じ設計業者に実施をさせていますけれども、利害関係を持つ業者ではなくて、別の業者に原因調査をさせるべきことではないかと考えますが、この点いかがでしょうか。また5つ目、調査報告書が3月末に作成されているとお聞きをしています。概要版については既に一部議員には配られているとお聞きをしていますけれども、報告書の原本自体を全議員に配付をして説明会の実施も求めたいと思いますが、いかがでしょうか。6つ目に、今後この事態に対してどう対処されるのでしょうか。追加の対策工事をされるのか、応急処置で済ましていくのか、建屋を撤去していくのか、その点についてどのようにお考えかお聞きをしたいと思います。残りについては自席から質問させていただきます。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。向出議員の一般質問、学校行事としての万博の対応についてお答えします。万博は世界各国交流の場として4年に一度開かれています。そこでは人類が築き上げてきたその時代の技術、芸術の頂点を世界に向けて発信する機会です。今回、大阪で開催される

に当たり、子どもたちにその機会に触れさせ体験させることは大変意義があると考えます。特に今回のテーマは「命輝く未来社会のデザイン」として命、SDGs、日本と世界の文化、未来社会の4テーマで子どもたちが学校では体験できない学びやチャレンジ、161の国と地域、9つの国際機関が関わる中で日本の魅力を再発見できること、さらには未来社会の到来を空飛ぶ車などから現実のものとして実感できます。このことから万博へ参加することについての教育的意義は大きいものがあります。ただ議員ご指摘のとおり、安全面で不安視する報道等もあります。この点については、先日行われました大阪・関西万博に係る教育委員会の説明において、現時点では安全面に万全を尽くしており、改善されているとのことでした。また、今後も随時情報提供される等の説明もありました。また、大阪・関西の万博は国を挙げてのイベントであり、世界各国から多くの方がおいでになる中で、国の責任としても安全対策が図られるものと確信しております。以上から、教育委員会としましては、各校の参加に向けて積極的に支援していく考えでありますが、今後提供される詳細な内容と各校の状況を確認するとともに、児童生徒の安心・安全及び教育的意義を明確にしながら最終的に判断していく所存です。次に、笠置小学校のプールの修繕についてお答えします。この件につきましては、昨年度のプール開き直前にプール壁面の破損が発生し、緊急対応として、南山城小学校のプールにて水泳学習を実施しました。プール学習は、小学校学習指導要領に位置づけられておりますが、適切な水泳場の確保が困難な場合は、これを取り扱わないことができることから、万が一南山城小学校のプールに不測の事態がある場合は、授業に支障が出ないように万全を期しますが、かなわない場合は代替措置を採ります。現在笠置小学校におけるプール実習は10時間程度であり、授業でプールを使用する期間はほんの僅かです。また昨今の授業では、異学年や交流学习をすることの効果認められていることから、できる限り連合管内の小学校で交流を進めているところです。従いまして、多額の費用をかけてプールを修繕し、単独で授業をするというよりも、昨年同様、交流学习の中で進めるようにしているものです。本年度PTAから修繕の要望をいただきましたが、その折にもPTA会長様には考え方をご説明させていただきました。さらに納得していただいたものと理解しております。ただ、笠置小学校のプールを防災時の利活用や住民の方々が利用される等の修繕については、笠置町のお考えによるものと考えます。最後に、認定こども園の管轄についてお答えします。保育所を認定こども園にする場合は、就学前の子どもに関する法律、通称認定こども園法に基づき、各町村が知事の認可を受けて行うものとなっております。よってこども園への移行の申請は市町村がすることになっております。認可が下りてからの運営基準や入園決定についても、各市町村で行うこととなります。教育委員会としては、認定こども園における教育についての監督をすることとなります。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

向出議員からのご質問、擁壁安全対策工事の対応についてご答弁させていただきます。まず、1つ目の工事の亀裂の発生等の事態について、この工事の金銭の補填はどこがするのか、そして2つ目の今回の工事はどこに責任があるとお考えかのご質問に対して、まとめてお答えいたします。さきの定例会でも答弁させていただいたとおりですが、最終的な責任は理事者にあると判断しているところでございます。設計業者、工事業者のいずれも契約どおりに確実に業務を履行しており、職員の立会いによる完了検査により、問題なく工事が完了しているとの判断をしておりますことから、当然業者に対して金銭の補填を求めることにはならないと考えております。3つ目の今回の事態の原因は、想定を超えるものだったのか、を超えるものだとすれば、どういう想定だったのかのご質問ですが、前回の一般質問でも答弁させていただいたとおり、今回危険と想定する構造物を撤去しても、地盤が動くという現象が顕著に表れたわけでございます。ただ単にカウンターのウェイトを下げただけで解決できるものではないことが解明できたことで、結果として、法面や構造物の施工不良ではないということが今回現場で実証されたことになるのではないかと考えているところでございます。専門家からの判断として、地滑りが起因する何らかの要因に対し、対処は必要であるという見解が導き出されました。地滑り現象が発生する最大の要因は、地下水の変状変異と考えているところであり、これは想定外の降雨、雨量はもちろんのこと、通常の降雨量がどのように起因しているかについて、中長期的な詳細の調査が必要であるものと考えているところでございます。雨量が想定を超えるものであったかどうかは判断が難しいと考えております。4つ目の原因調査も設計業者に実施させているが、利害関係を持つ業者でなく、別の業者に原因調査をさせるべきではないかのご質問ですが、当該事業者については、これまでから本件に係る各種の調査・設計等に係る業務を受託してきており、また本件に係る経過や施設内の現場状況等を熟知し精通しているため、当該業務を的確に行うことができる事業者はほかにないと認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を準用し、当該事業者に委託したところでございます。5つ目の調査報告書が作成され、概要版を配付されているが、調査報告書を全議員に配付し、説明会の実施も求めるがいかかのご質問ですが、この報告書は、現状の発生と進行が確認された未対策擁壁部周辺の擁壁及び法面変状の応急対策の検討を行うことを主な内容とする委託業務に対する報告書であり、当連合が管理する公文書に該当するものでございます。従いまして、公開を希望される場合は、相楽東部広域連合情報公開条例第7条の規定による所要の手続を踏んでいただきましたら、同条例第8条の規定により、連合内で請求に対する諾否の決定を行った上で対応させていただくこととします。6つ目の今後はどのような対策をされるのか、追加対策工事、応急処置、建屋を撤去など、どのようにお考えかのご質問ですが、今回、議案第6号の一般会計補正予算(第1号)で応急処置として、安全対策工事及びモニタリング調査委託として、計1,300万円を計上しているところでございます。これは前回の定例会一般質問でも答弁させていただいており、1円でも安く、かつ1日でも長く維持ができる

ことを念頭に置いての処置でございます。抜本的な対策工事を行うとすると、多額の費用がかかることが想定されます。一方、クリーンセンターの再稼働は極めて難しいと考えておるところでございます。仮に土砂崩れが起こったとしても、連合の敷地内に収まるものであり、住民への影響はないものと判断していることから、費用対効果を考えますと、追加対策工事につきましては、現時点では現実的ではないものと考えております。なお、建屋の撤去につきましては、連合としてのごみ処理の方向性がはっきりとした時点で解体など、具体的な作業を進めていきたいと考えております。以上、向出議員からいただきました一般質問への答弁とさせていただきます。

◎ 議長（西 昭夫）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

2番、向出です。1つ目の万博のことについてですけれども、安全、万全な対策が行われていると聞いているという内容でしたけれども、この会場となる夢洲、ごみの最終処分場ということで、現在も83本のガスを抜く管で常時メタンガスを抜くという状態ですね。つまりメタンガスを全部除いてもう大丈夫ですという状況じゃないと、そして対応としては換気をしていく、そして一部シリコンなどで隙間を埋めていくと、こういった対応になっているわけです。つまりそもそもの危険が完全に除去されていない、こういう状況にあると思います。やはり大変不十分な、そして事故も起きると思って起きたわけじゃなくて、起きてしまった後の対応をしているわけですね。こういう場所だからこそ起きた事故だというふうに思います。やはり本当に危険な問題がありますので、教育委員会として、児童の安全を守る立場から、本当に危険を避ける、そのことを考えていただきたいと思います。その答弁をいただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。向出議員のおっしゃるとおり、メタンガスがまだ地下にあり、それを換気しているという状況は承知しております。ですが、昨今、先日の京都府からの説明におきまして、そのことによって被害はないのであるというふうに京都府は確信していると、再度私も京都府にしっかりと安全であるということを言い切ってくださいと、そうでないと子どもたちをそこに誘致することはできませんということはお伝えしております。ですのでさらに安全を高めていくような取組をされるものと考えておりますし、まだ時間もございますので、様子を見ながら、大変教育的意義がありますので実施したいなというふうには考えて

おりますが、状況によって、おっしゃるとおり中止するということは十分にあり得ますし、今後も様子を見ていきたいなということは考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

事故が起きました1区はバスの乗降場所ということで、そして被害がなかったといいますが、当然事故が起きることは最初から想定を、いつ起きるかなんてことは分からなかったわけで、たまたま作業中じゃなかった、人がいなかったところとか、そういうことで被害がなかっただけで、もし爆発事故のときに人がいれば大変な事態になっていたという認識を持っていただきたいと思います。それからメイン会場となります2区・3区についても、一定のメタンガスの検出が実際にはあったということになっております。やはり大変危険な状況でありますから、児童の安全を最大限優先をされて判断をいただきたい、中止を求めていきたいと思います。時間もありますから、次の質問に移らせていただきます。先ほどプールの修繕については、多額の費用もかかる、そして交流の場を設けたいということも言われました。ただ学校がある以上は、やはり本来はプールをその場所でやると、それで移動のロスとかカリキュラムもきちんと学校内で考えていくということが必要じゃないかというふうに思います。特にカリキュラムの影響、または児童への負担について、どういうふうに考えておられるのか、災害の利活用等については町村の判断もあるということですが、やはり教育委員会としても教育の分野ですけれども、そういう観点も含めて、やはり修繕を求めていくと、やっていくという立場に立っていただきたいと思いますが、再度答弁をいただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

お答えします。確かに移動等時間を要しますし、その分子どもがバスに乗って移動するわけですから、子どもの負担という意味ではあるかというふうに思います。どんなことでもそういったロスといいますが、メリット・デメリットはあるわけですが、メリット・デメリットでどちらの方を優先して取るかということで判断しております。ですから今の万博の件もありましたけれども、これもそういったメリット・デメリットがあつての判断だというふうに考えますし、確かに時間的なロスはあるのですが、ただそれがロスと考えるか、そこに行って活動することがさらに教育的意義があるというふうに判断する、例えばこれは修学旅行においても校外学習においても、学校から離れて授業をするということはありません。

ます。ですから、そういった意味で僅かな人数のところ、少ない人数で授業をするよりもたくさん集まって授業をするということのメリットを今考えておりますので、10時間でそのことが果たせるのではないかというふうに考えています。カリキュラム的には予備時数もたくさんありますし、今、カリキュラムオーバーロードといって時間が非常にたくさん積み上がっています。そういったことも考えますと、教育課程内における十分時間的なカリキュラムの確保はできるというふうに考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

今、笠置、和束、村がありまして、和束の方も利用していることがあるというふうにお聞きしていますけれども、今、もし村が駄目になって、また、和束が駄目になったら使えなくなっていく、やはりその中できちんと壊れたものはすぐに直して、問題が起きないように、不測の事態に陥らないようにするという視点も要するというふうに思います。少なくとも試算、どれぐらい改善費用があつて、どう考えていくのか、まずその準備についてはしっかりした上で、ぜひ判断をいただきたいというふうに思います。その点についてお伺いいたします。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

ご指摘のとおりです。ですので、もう前提として、そっちに行つて授業をするということしか今考えていませんでしたので、そうしたら実際に直すとなればどのぐらいの費用がかかるのかということをお早急に調べまして、またそれも加えて検討していきたいというふうに思います。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

次に、擁壁の安全対策工事の件について質問をさせていただきます。特に今回、上の方を取つて下にやるというような工事だけでは不十分だということが判明したということで、特に業者等には責任を求めるといふことは無いというふうに言われました。しかしこの間の経緯の中で、工事に入る前に議員に対してはまず説明を設計業者の方がされて、そういう

形で本当に大丈夫なのかと、滑ってこないのかといったときに、大丈夫という旨で最後に専門家の方が言われた中で、議会としても少なくとも私はその判断で専門家の方が言うので、これで大丈夫だろうということの判断で、この予算についての賛成をさせていただいたわけです。ところが実際はこういう事態になったと、つまりそのときに大丈夫だと言ったことについては何も責任が本当はないという判断なのか、それでいいのか、分からなかったと言いますが、ボーリング調査もされて、例えばその調査が不十分であれば、設計業者の専門家の責任としては、この調査では分からない部分があって、不確定要素があるので、責任を持った設計ができませんというのが、今後も含めて設計業者の責任じゃないかというふうに考えます。もう一つ、雨量についても想定を超えるものだったかどうか判断が難しいというふうに言われております。少なくとも雨量については分からないという状況にあるわけですね。つまり、少なくとも雨が直接染み込んで滑ったというのは、理屈としては分かりますけれども、それも想定外だったかどうか分からない中で、もう業者には責任はないんだということを言われておりますけれども、そうではなくて、以前の議会でも言わせていただきましたけれども、調査結果にしっかりと基づいて、それからこの間の経緯に基づいて、本当に責任がないと言えるのかどうか、この点については本当に考えを連合としての対応を見直していただきたいと思っております。答弁をいただきたいと思っております。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

向井議員の懸念はそのとおりかと思っております。当時の状況は、盛土の権威であります神戸大学の教授に現地を見てもらって、こういった方法でなるだろうということで、それで受けたわけですが、工法につきましてはいろいろとそのときにも案が提示されました。ただし、完璧に直すというやり方はあるのですが、動向がいろいろとあるのですが、そこまでそうすると相当な費用もかかるということで、この現状を見て、こういうふうなやり方でできるだろうということでしたので、我々もそれを信じてしたわけですが、ところが現実的には、深層部の部分で非常に地下水の変状とか変異が見られたということがこのたび分かって、それをもう少し現実的にそれが果たして、その原因がそうかどうかというのを今回補正予算で上げさせていただいておりますが、調査をもう少ししてみたいというところがございます。それと地下水の方が非常に影響しているというところの部分、もう少し事前にその影響がしっかりと見て取れなかったというのはその1つの原因ということ、私もそれはそのとおりだと認識をしております。

◎ 議長（西 昭夫）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

この間もたびたび同様の答弁もいただいているところですが、以前の答弁の中で、もし何かあれば各それぞれの段階で責任を負うということもあるという趣旨の答弁はされております。今回、本当にこれでは解決できないことが分かったと言われますけれども、そうではなくて現にこうなったというのは、この設計どおり、もし施工どおりにやっていたとしたら、これ自体がこの場所ではうまくいかない方法を提示されたんだということが現に証明されたということはいえると思います。経緯の中で大丈夫だと言った以上、やはりその責任についてはきちっと考えて検討していかないといけないというふうに思います。それから、もう時間がないので、最後の問題も触れます。報告書についてですけれども、少なくとも概要版は総務厚生の方の委員会には配付をされているというふうにお聞きをしまして、行政の文書といえども、このもともと予算が関係しますから、議会に対して説明責任があると思います。その中で行政として出せない部分があるとしても、出せる形にして少なくとも報告書を出して、きちっと説明することが必要だと考えます。この点について答弁をいただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

先ほどの責任問題につきましては、そういったことがまだ引きずっておりますので、今回も引き続き発注先の工学研究所の方が責任を持って次のことも考えていただくということになっております。それと説明につきましては、また検討させていただきます。

◎ 議長（西 昭夫）

これで2番、向出健議員の一般質問を終わります。続きまして、6番、久保憲司議員の発言を許します。

◎ 6番（久保 憲司）

6番、久保憲司です。通告書に基づきまして、質問させていただきます。私は1問だけです。連合長にお伺いいたしますが、ごみ処理方針とクリーンセンター処分に係る意思決定についてということで質問をしたいと思います。東部3町村のごみ処理について、現状のクリーンセンターは既に地元との契約期間も終了して、次の方針が決定するまでの間、緊急避難措置としての伊賀市への処理に依存をしてくているのは、皆様ご承知のとおりであります。本年4月には、笠置町、南山城村については、伊賀市、名張市における広域連携のもとでの2市1町1村による法定協議会も立ち上がりました。和東町につきましては、さらに新たな方策を探るといことでされております。新たな具体的な基本の方針というのは、いまだ確

定はいたしてはおりませんが、しかし一定の方向性は既に見えているというふうに、そういう時期に来ているというふうに思います。こうした背景で近い将来、既存施設の処分は避けて通ることができない懸案であります。ただ廃炉、除却、その他処分方法は種々あると考えられますけれども、いずれにしろ一朝一夕に解決できるものではなく、相当の時間、労力、費用を要するというふうに思われます。先ほどさきの議員の一般質問の中での答弁で、方向が確定したら考えるというような答弁があったように思いましたけれども、実際は地元の地区との協議、あるいは京都府との協議、その他関係機関の協議が必要であって、今後の進め方について具体的な動きを並行して始める時期に来ているのではないかというふうに思います。もう今さら元へ戻るといえることはないというのは、今連合長からもさきの議員に対する答弁であったところでございますので、それも含めると、やはりもう確定はしなくても方向性は出ているというふうに判断をしますので、新たにこの既存施設の処分方法について具体的に動き出す時期に来ているということを改めて申し上げて、その点についてご質問をさせていただきたいと思っております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

久保議員からのご質問、ごみ処理方針とクリーンセンター処分に係る意思決定について、答弁させていただきます。まず議員もご承知のとおり、地元との公害防止協定の期間が到来したため、平成30年度末のクリーンセンター稼働終了に当たり、緊急避難措置として、現在はクリーンセンターを休止として、伊賀市へのごみの区域外処理を伊賀市の許可を得た上で民間事業者への委託により実施してきたところであり、令和6年度から5年間、期間を延長して行っているところでございます。笠置町及び南山城村につきましては、本年4月1日、伊賀市及び名張市とともに、持続可能なごみの適正処理のための体制を確保するため、ごみ処理の広域化に関する事務を共同して管理し執行することを目的として、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会、いわゆる法定協議会を立ち上げたところでございます。5月1日には第1回協議会、6月3日には、学識経験者や地域の代表の方も交えた第1回ごみ処理広域化基本構想検討委員会がそれぞれ開催され、2年間かけて基本構想を策定することとしており、この構想を検討する中で今後の方向性を具体化していきたいと考えているところでございます。また、和東町さんにつきましては、令和5年12月に作成されました、京都府ごみ処理広域化プランや、令和2年7月に作成しました、一般廃棄物処理基本計画に基づき、周辺自治体との広域処理について検討を進めているところでございます。現在休止しております相楽東部クリーンセンターにつきましては、建て替えや再稼働は極めて難しいことから、将来的には施設を廃止し、解体することになりますけれども、その解体には多額の費用を要することが想定されているところでございます。解体す

るに至った場合には、クリーンセンターの安全対策基金をできる限り活用したいと考えておりますが、現時点では、廃止した廃棄物処理施設等の解体工事にかかる費用については、循環型社会推進交付金の対象外であり、国等の補助金制度の活用は難しい状況でございます。一方、このような解体工事にかかる費用について、先ほどの循環型社会推進交付金の交付対象とするよう、市町村や事業者等で構成される公益社団法人全国都市清掃会議等から国に対して要望書が提出されるなど、全国の自治体からも同様の声が上がっているところでございます。引き続きごみ処理の広域化に向けまして、京都府等関係機関との調整を進めながら、解体に向けた財源の確保等について情報収集に努めますとともに、ごみ処理広域化の方向性が大体見えてきた時点で、クリーンセンターの廃炉や、撤去に係る諸条件の整備について、京都府と協議に入っていきたいと考えております。また地元の皆様には、先ほどご説明させていただいた、法定協議会の動きや現在のクリーンセンターの状況などが報道されるたびに不安に感じられることと存じますが、これまでご協力いただいた皆様には、安心材料をしっかりとお届けすることが必要と認識しているところでございますので、今後の対策が明確になった段階で説明を行ってまいりたいと考えております。以上、久保議員からいただきました一般質問への答弁とさせていただきます。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、久保議員。

◎ 6番（久保 憲司）

今の時点で明快な答えをいただくのは難しいというのは十分承知はしています。しかしよくよく考えてみると、この議論はもう平沼連合長ではなくて、先の堀連合長の時代にもずっと議論をしてきたことですし、もう元に戻ることもなんて無理ということはずっと言われてきております。そういう中で私は、これは行政側だけではなくて議会も含めて、やはり問題を先送りしなはずと来た、しかしその間に時間を稼ぎながら、何のために時間を稼いだかといったら、次の対策をどうするのかというのを具体的に出すために時間を稼いだかと、もう何年間にもわたってこの時間があつたわけです。しかし、この東部連合全体の意思決定が、ついつい前に、先に先に送ってきたと、ようやくこれはたまたま伊賀市、名張市がそういうクリーンセンターの建設をしなきゃいけないというような事象が起こってきた、あるいは特に和東町長が考えておられるような京都府、あるいは京田辺とか枚方とかいろいろと模索する点はあると思うのですが、これも皆外側で起こってきて初めてどちらかといえば、どこを選択していこうか、どこに入っていこうかというようなことが外部的な動きによって、やっとなんか選択できるようになってきたと、そういう意味ではもちろん東部連合の中で費用をどうやって直営でもう一度作り直すなんていう選択肢はきつくないものだと思いますので、その点はある意味、100歩譲ってもやむを得ないというふうには思います。しかし東部連合として、自ら意思決定をしなければならぬ議会も含めて、意思

決定をしなければならないのは、現状の設備をどうするかというのは、これはよそに頼る話ではなくて、やはり中で最終的に決めないかん。そうすると、方向性が決まったらというその時期が、私はそこを入れてもらえる、あるいはどこに行くというのが決まったら初めてそこからスタート地点になるんだという考え方は、ちょっと違うのではないかというふうに思います。これはやはりいずれ既存の施設を処分する、これを解体するという方法もあれば、しないという方法もあるかも分かりません。安全措置だけをして、もうそのまま置いておくという措置もあるかもしれません。その辺については意思決定をして動いていくということ、どこへ行くかが決まらなければ元の部分の処理をする意思決定ができないという考え方は、ちょっと違うのではないのかなと、いずれやらないかんことを、ただ外側の状況に委ねているとしか思えないわけです。だから、やはりその意思決定をするというか、最終的に解決をするにしても、先ほど申し上げたように、関係機関といろいろな調整が要る、地元はもとより、また、今までこの和東のクリーンセンターを建設するときに、地元と協議し約束をしてきたことが全て完了しているかといったら、そうでない部分もあるかのように聞きます。そういうことも含めてみると、ではその辺はどうするのかということも当然決めないといけません。これはどこに行くかが決まらなければ、それが決まらないという問題ではないというふうに思います。東部連合としてやらなければならない仕事は、これとこれとこれはある、それについてはどうするという意思決定のもとにどこへ行くかという判断をするという、順序が逆なのではないかというふうに思うのですけれども、そういう意味ではやはり、我々は自分たちの足元をどうするかという意思決定を早くするタイミングに来ているのではないか。もはや時間的余裕はないのではないかというふうに思うぐらいですが、その辺を改めて連合長にお伺いしたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

いっぱい言われましたので、一つ一つ答えていきたいと思いますが、全く連合として他力本願でじっとしていたわけではありませんし、休止の状態で解体どうのこうのという話も出ましたが、もちろん解体するのも費用が大体どれだけかかるかということも聞いておりますし、休炉になってからどういった方向性があるかというのを常にアンテナを張っております。もちろん木津川市さんの方にもお願いに行きましたし、なかなか厳しいことも言われております。いろいろな方策をもちろん連合としても考えておりました。ただ現状、伊賀市さんの方に緊急避難的にあそこで処理をお願いしていると、これも10年間という期限つきの間、それは緊急避難的にお願いしているということで、それは何かというと、再稼働ありきということから、出発点はそこからなのです。再稼働ありきということで交渉して、伊賀市さんに受け入れてもらっているわけです。全く何も丸裸でお願いします、処分し

てください、処理してくださいというわけには、これはいかないわけです。法律の建前上、こちらも戦略的に再稼働もありきということでお願いしているわけなので、ですからこれを潰して丸裸になってお願いしますというのは、これはいかないわけです。向こうさんもそれでは受け入れづらいという、そういった戦略的なこともありましたから、それは外から見れば、どっちつかずのことをしているというふうに思われるか分かりませんが、これはそういったことで東部連合としては戦略的にそういった方法で進んできたわけなのです。ここへ来て伊賀市さんもあと5年しかないということで、はっきりとここではしなくてはならない時点のときにそういった話があったから、我々は乗ってきました。その後のことについては、まずはやはり出口がしっかりと確保できて、こういった方法ができてということ初めて次の段階に行けるわけですが、まだ今その段階ではないということで、現状のままずっと来ているわけです。和東町さんも、あとの村、笠置さんも法定協議会できちっと決まって方向性が見えたとなれば、そうしたらその次の段階に進めるということで、次のステップになって新たな方法、方針を出してやりたいという、そういったことで考えております。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、久保議員。

◎ 6番（久保 憲司）

今の答弁は前掘連合長のときにも何回もお聞きして、あの建屋をもう廃止するとか、廃炉するとかという決定をしてしまうと、よそは行けないんだというお話のような緊急避難が無理なんだという話でずっと聞いてきました。それも一理ありというふうには確かに思います。しかし、よくよく考えてみると、もう平沼連合長になってからといたしますか、今日時点を起点として考えてみますと、この資料が配られているのは総務委員会だけですかね、総務委員会、先ほど向出議員は文教に配られていないという話もありましたが、総務委員会だけしか配られていないとはいえ、この中を見ると、そもそも建設当時からあの場所を滑っているんじゃないかというような結論が出ているわけですよ。しかもこれはペーパーとして今出てきたけれど、この調査は何も今回初めてやって出てきた答えでなくて、もう前の調査の中からやはりこれはどうしようもなかったんだというのが出ているわけです。ここで行く先がはっきりとしないと、ここをどうするかというのは決められないんだという考え方は連合としてはちょっとおかしいのと違うかなと、もう建設当時から滑っているようなところという結論を一方で出して、今日はその予算も出るわけですよ、そういう状況になっていて、なおかつ行き先が決まらなくて処分方法が決まらない、この理屈は私は議会としてもその答弁ではちょっと連合としては責任を持った答弁ではないというふうに思うのです。やはりもうどうしようもない状況が明らかになった、この時点であそこの廃炉についてははっきりと一歩踏み出さないと、正式に意思決定はしないと逆に伊賀市さんや

名張市さんにどういったらいいのでしょうかね、これの結論が出ているのに、まだ再稼働ありきを前提に今暫定であと何年間かごみを入れさせてくださいねという理屈なんかは、それは筋が通っていないというふうに思うのですけどね。もうこの結果が出た時点で、今までのことはもうよしとしましょう。ただこの今日結論を出した、予算も出す、そういう時点において腹を決めんと、相手が決めてもらうわけですよ、相手がオーケーと行って、伊賀市と名張市とがうまくやっていたら入れてあげようと正式に決まったら、こっちの廃炉を初めて意思決定をするといっているけど、そうじゃないんとちゃうかな。もうあそこでは、和東では再稼働はできないということの結論が出ましたので、どうしても入れてくださいねと、そうでないと相楽東部のごみの処理の仕方はないのですということをお願いをしておいて、初めて名張市さんや伊賀市さんが了解してくれはるのとちゃうかな、逆と違うのかなと思うのですよ。暫定だから、こっちを残しておいてこっちに戻るかもしれませんけど、まだこっちの部分は決められていないのですと、実際は決まっているのに、その考え方が本当に連合として責任のある態度なのかどうか。これは連合長だけではなくて、ほかの副連合長もどういうお考えをお持ちなのか、その辺も含めてご意見を伺って、私はもうこれ以上ははっきりと言って、これ以上はお互いに無理というのは分かっていますけど、意思決定はもうすべきじゃないかというふうに思うのですけれども、3連合長、副連合長を含めていかがですか。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

3町のうち、今2町が方向はある程度出ていますが、まず和東町さんの場合はまだはっきりと出ていないのです。

◎ 6番（久保 憲司）

議長、その話じゃなくて、もうこっち側で決めたのでしょうか。和東町がどこへ行かはるかどうかが、笠置、南山城はどこへ行くかというのではなくて、そうじゃなくて、戻れないということを決めたら、戻れないということをもう決めて予算まで出すわけですよ。そんなことを言われたら、この次の予算で出して手を挙げにくくなるじゃないですか。そういうことを申し上げています。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

今解体するかどうかのというのは今早急に決める話ではないのです。先ほど言っていますように、有利なそういった補助、交付金が得られるかどうかという、それを見ておこうということで置いているわけなので、そういったことははっきりと決まって、あと3町の方

針も決まれば、それはもういつ壊すこともそれは可能です。しかしまだこの状態であと5年間伊賀市さんにお世話になっている過程で、そういう相手さんもあることです。そういったことで来ているから、今そういったことをまた言う必要もないと思います。ですから今現状のまま、これ以上悪くならないように維持保全はしますけども、それ以上お金をかけるつもりもありませんし、この状況をもう少しこのままで置いておくという判断をしております。

◎ 議長（西 昭夫）

答弁を副連合長にも聞くのですね。

◎ 6番（久保 憲司）

ほんまに同じお考えだったら。

◎ 議長（西 昭夫）

馬場副連合長。

◎ 広域副連合長（馬場 正実）

今の久保議員のご質問でございますけれども、久保議員の言われるとおりでと思います。いつの段階で判断するかということにつきましては、まだまだ時間的な問題はありますけれども、基本的に前回の総務常任委員会でも説明しましたとおり、現時点の場所においては、当初は20年間今施設が建っているところ、それから、この20年たった段階で次のところに移すところに想定をして敷地を造っています。その当初の分については、まだ今のところ全然問題がないという状況です。これを止めましたので、この止めた期間、もう一遍動かすとなると相当の費用がかかることもございます。ただ新しいところは建てられない。明らかに地滑りが発生したから、そこの上にテールアルメが転倒しかけていた、もう一回危ないものを全部取れば、取った段階でまだまだ不安定土塊が残っているということが判明していますので、これは今平沼連合長が言われましたように、一定これ以上被害を大きくしない、それと今の土塊が動いた段階でどう動くかについてはモニタリング調査をしながら維持していくと、これの問題としてはあります。もう一点は、その上で3町村がどのように今後のごみ行政をやっていくかについては、今、笠置町と南山城村さんにつきましては、伊賀市、名張市との連携を模索されていると、これも法定協ですので、まだ実際にそれができるのかどうかというのはまだ未確定の部分があります。うちについても今京都府の広域化のごみの中でどういう具合に処理してもらうかということについて検討を加えてもらっていますし、うちもいろいろなところにそういう状況を調査をしている段階でございます。その状況は行政側の動きとしては別としまして、施設を潰す潰さへんにつきましては、もうちょっと時間を置いた段階で判断できるかと思っております。

◎ 議長（西 昭夫）

山本副連合長。

◎ 広域副連合長（山本 篤志）

私も連合長・副連合長とともにふだんから協議の検討もさせていただいておりますので、基本的に連合長、副連合長からの今のご答弁のとおり、同じ内容と考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、久保議員。

◎ 6番（久保 憲司）

質問の内容を少し、特に平沼連合長が勘違いされたかというふうに思うのは、解体をして現場の処分をどうするかというのに、質問にそういうことをいっていただきましたので、そこを強く意識させていただいて答弁いただいたというふうに思うのですけれども、私が申し上げたいのは、それは本当に実際に具体的にどうしていくかという話は、これは今議論することができないというのはよく分かります。しかし答弁の中に、一応、再稼働ありきということを前提に今日まで来ていて、それを今も変えていないというふうにおっしゃったので、私はそれは違うでしょうと、もう今日こんな結論を出して、もう暫定的なことしかしないと、もうここでは抜本的なことはしないとというような予算を出している以上は、ここにはもう戻らないという結論だけははっきりとしないと、腹のくくり方が違ってきますやろうと、そこを申し上げているわけです。だからさっき私も申し上げたように、そのままどこかの原子力発電所をコンクリートで固めてしまって、そのままもう何もしないで安全だよという、安全か危険か分かりませんが、動かないように固めてしまったというようなところがどこかの外国の発電所で過去にありましたね。ああいう方法と同じように、もうあそこはドンと崩れていっても大丈夫だという考え方もあれば、最低そこだけは止めておこうというので、今回のような予算の部分もあれば、でも戻るということを前提に、再稼働ありきでは私はないと思うのですね。もうその時点じゃないと、だからここは再稼働はできない。ここには戻らない。もちろん新しく別の施設を東部連合で持つということもない、この馬場町長が今はっきりとおっしゃった。それは皆共通認識です。しかしそういう意思決定をまずしないことには、今日のこの後に審議される予算の前提も崩れてくるのではないかと。再稼働ありきということのために、こんな暫定措置でいいのですか。こんな予算を認めていいのですかということになりませんか。私はそういったことも含めて、ある程度申し上げてお返し、答弁も難しそうですので、もうこれ以上切り詰めたというか、突き合わせたことは申し上げませんが、基本的に今回この予算が出るという時点に来た、もう根底から、建設当時からあそこは地滑りを起こしていたということを認めて、今後動く以上は戻らないと

いうことを議会としても腹をくくるべき時期に来たということを改めて申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。答弁をもしただけるようだったらいただきたいですけども、なければなしで結構です。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

東部連合の考え方としては、中ではそういった考え方はもちろんありますし、誰もが皆さんがそう思っている、それは私もそう思います。しかし、対外的にやはり相手さんもあるということで、今お世話になっている中でそういったことで進んできているのを今さらまたこうやということもなかなか出しにくいところがあります。ですから、きちっとそこがはっきりとした時点で次の、何回も言いますけれども、次の方向にまた段階で考えていったらいいということを言っております。

◎ 議長（西 昭夫）

これで久保憲司議員の一般質問を終わります。これで一般質問を終わります。議場の時計で10時55分、再開とします。

（休憩 10：42～10：55）

◎ 議長（西 昭夫）

休憩前に引き続き、会議を再開します。日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号専決）の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

承認第1号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号専決）のご承認を求めることについてご提案を申し上げます。本件専決予算につきましては、府支出金の決定や歳出の精査などに伴い、予算補正をする必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（大西 清隆）

失礼いたします。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明させていただきます。令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号専決）につきましては、令和6年3月29日付で専決処分をさせていただいております。今回の補正につきましては、府支出金の決定や歳出の精査による補正となっております。それでは予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,591万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を7億5,537万6,000円としたものでございます。それでは、歳入から主なものについてご説明させていただきます。予算書の11ページ、12ページをお願いいたします。A3版の資料では2ページになります。1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、負担金で4,177万7,000円の減、2項、分担金で1,333万6,000円の減となっております。ともに歳出予算の減額に伴う減でございます。2款、使用料及び手数料につきましては、一般廃棄物処理手数料の実績見込みに基づきまして53万円を減額しております。4款、府支出金につきましては、補助金及び委託金の確定によりまして27万4,000円の減となっております。

次に、歳出予算についてご説明させていただきます。予算書13ページ以降、歳出予算でございますが、3月末の支出状況から、出納整理期間での支出見込みを踏まえまして、必要額を精査し減額を行ったものでございます。歳出予算につきましても主なものをご説明させていただきます。資料では3ページ以降に歳出予算の説明を記載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。それでは13ページ中段でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費では129万4,000円を減額しております。右側の説明欄に各事業項目の金額を記載しておりますが、主に人件費や光熱水費の支出見込みによる減額でございます。17ページをお願いいたします。資料は5ページになります。17ページ下段の4款、衛生費では1,386万6,000円を減額しております。主なものとして19ページをお願いいたします。2項、清掃費、2目、塵芥処理費におきまして、説明欄にございますとおり可燃ごみ、粗大ごみ、再資源化ごみ、それぞれの支出見込みによりまして委託料の減額と合わせまして、クリーンセンターにかかります光熱水費の減額などで総額1,272万2,000円を減額しております。21ページをお願いいたします。教育費でございますが、教育費全般にわたりまして会計年度任用職員等の人件費につきまして、支出見込みによりまして減額を行っております。教育費総額では3,976万円の減額を行っております。それでは、主なものにつきましてご説明させていただきます。23ページをお願いいたします。資料は8ページになります。23ページ下段の2項、小学校費、1目、笠置小学校費では658万7,000円を減額しております。大きなものとして26ページをお願いいたします。右側説明欄中ほどにございます、工事請負費で418万円を減額しております。予算書27ページをお願いいたします。資料は9ページになります。3目、南山城小学校管理費でございます。総額で340万6,000円の減額となっております。主なものとして28ページ、説明欄中ほどにございますとおり、こちらにつ

きましても、工事請負費で269万8,000円の減額を行っております。次に、予算書31ページをお願いいたします。資料は11ページになります。31ページ下段でございます。3項、中学校費、1目、笠置中学校管理費では317万4,000円を減額しております。内容につきましては34ページの説明欄中ほどでございます、スクールバス運行事業費におきまして、消耗品や修繕費、委託料の支出見込みによりまして、総額で99万2,000円の減額、その下の笠置中学校ALT事業費におきましては、人件費等の支出見込みによりまして54万5,000円の減額となっております。同じページの下段、2目、和東中学校管理費につきましては332万9,000円の減額をしております。主なものとしたしまして、36ページでございます説明欄のとおり、こちらも工事請負費で78万5,000円の減額、和東中学校ALT事業費で64万2,000円の減額を行っております。次に、37ページをお願いいたします。資料は14ページになります。4目、和東中学校教育振興費では379万2,000円を減額しております。主なものとしたしましては説明欄にございませぬ、役務費の中の通学定期代で138万8,000円の減額、また40ページ、説明欄の上から2つ目でございます、就学援助費で71万4,000円の減額となっております。39ページの4目、社会教育費でございますが、総額で536万8,000円の減額でございます。主に社会教育事業の支出見込みによりまして減でございますが、大きなものとしたしましては、45・46ページをお願いいたします。資料では18ページになりますが、3目、文化財保護費の中の右側説明欄中ほどでございます、和東町史編さん事業では、町史編さん委員の謝金や費用弁償、委託料などで総額342万円を減額しております。またその下の5項、保健体育費では396万1,000円を減額しております。47ページの2目、給食業務事業費では、右側の説明欄にございませぬとおり、和東給食センター運営諸経費におきまして、会計年度任用職員の人件費や光熱水費、賄い材料費などで総額366万7,000円を減額しております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎ 議長（西 昭夫）

これから質疑を行います。なお、同一議員による質疑は、同一議題について3回までとしておりますので、申し添えます。質疑はありませんか。4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

今回5,500万円の減ということでございます。その中にいろいろと大きな減があるわけで、特に大きな減について少しお聞きしてまいります。26ページの笠置小学校の工事請負費418万円、それから南山城小学校管理費の工事請負費260万ですか。それから、和東中学校の工事請負費の78万円、それから給食業務賄材料費の50万円減と、こういうのが大きな減の数字ですけど、これについて説明をいただきたいのですが、本来なら学校教育課長にお尋ねをしたいのです。ところが4月に異動で課長になられたということでどうし

ましょう、教育長に聞きましょうか。教育長、よろしくお願いします。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。畑議員の今の質問に対してお答えいたします。令和5年度学校管理に係る修繕等工事費の予算措置をしていただきましたが、全ての工事を完了することができませんでした。予算措置していただきながら執行できなかったことにつきましては深くおわび申し上げます。申し訳ございません。工事を進めることができなかった理由としましては、工事が子どもの学習に支障が出ないように夏休み期間を予定していたことや、予期せぬ事象への対応に時間がかかったことに加えて、事業進捗の不手際、事務処理の曖昧さで進めるに当たっての優先順位のまずさなど、様々な要素が重複してしまいまして、気づけば時間がなく、このような処理をするようになってしまいました。ただ積み残した事業につきましては、どの工事も必要なものであり、再度取り組ませていただきたくお願いするところでもあります。つきましては各町村には大変申し訳ないことですが、詳細につきましてはご相談させていただきながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。議員の皆様にはこのようになりましたことを深くおわび申し上げますとともに、この事業実施につき特段のご配慮をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。申し訳ございませんでした。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

工事請負費云々については今教育長から細かな説明をいただきました。学校の授業に影響ないように、夏休みの期間にやるというようなことでせつかく予算づけしたのに、何なのかなと思っております。その中で48ページの給食賄い材料費です。これは当初279万円の予算措置をしているのです。ところが、昨年一部のところで私が議会で聞いたのですが、たまたま児童が夕方に帰ったときにお腹がすいたという話を耳にしまして、保護者の方に聞いたら、いや、給食で食べるものがないんだということで、早速、和東小学校のうちの町長に言って、補正でも組んだりやという話をしたのです。なかつたら組みましょうという話で答弁いただきました。しかし現実的にはここで50万円の減額がされているのです。これが私は意味分らないのですよ。これは竹谷次長、教育次長だつてそのときに私がお話をしました。初めてここで減額の50万が出てきたわけですけど、これについても3学期が始まったら、子どもたちに十分給食費を出してくださいよというお話もしたはずですよ。にもか

ならず50万円減額したということは、何でこんな数字が出てくるんだと、物価高騰で材料を上げないと、ということはそのときに重々分かっていると思うのです。何回も言いますが、ここで50万の減額、これは私どうしても納得できないです。これについて誰か、教育次長でも教育長も結構です。説明いただきたいと、このように思います。

◎ 議長（西 昭夫）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 正則）

失礼いたします。令和5年度の給食単価におきましては、30円ずつ小・中学校で議会の承認いただきまして、アップさせていただいたところですが、そして今回、こちらの減額の補正をさせていただきまして、給食回数に合わせての減額でございます。物価高騰に関しまして、5年度におきましては単価280円、そして300円、小・中学校のおおの給食事業を進めてきたところで、先ほど畑議員がおっしゃったようにお腹をすかせて帰ってくるお子さんがいるというお話で、また学校現場にも私どもが確認というのですかね、入らせていただきました。学校現場では給食配膳におきまして、おのおのの子どもの食べる量とかもまちまちですので、給食に関しましてはその子どもたちがお腹をすかさぬような形で配膳はさせていただいておりまして、現実には学校にもよりますけれども、残菜が学校から戻ってきたりもしている状況です。学校の子どもの献立が残っている場合でも学校の先生がまだ残っているから、食べる子は集まりなさいとかというふうな形で食べさせている状況でございます。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

これで最後の質問、3回目ですから、給食のメニュー、恐らくカレーライスとか、それから揚げ、そういう系統はなくなると思うのです。ところがそのとき聞いたお話では、副食が1点と、何か野菜のちょっとした炊いたものです。育ち盛りの動き盛りの小さい子どもが、それで辛抱しろなんて、それは無理ですよ。そのために予算をつけてくださいと教育長にうちの町長がお願いしたところ、分かったというお話をされたにもかかわらず、ここで減額と、これはちょっと意味が分からないですよ。給食が残ってきたから、子どもは食べないのだろうと、そんなこと次長、既にそんなことは知っているはずですよ。50万ですよ、280万のうち50万ですよ、実際1年間でいったら230万ですよ。こんなのは理由になりませんよ。給食費の材料が上がっているから抑えました、逆ですよ。子どもは育ち盛りですよ。もちろん小学校あるいは中学校も一緒だと思う。その辺のことを十分に考えて、6年度

の夏休みに入りましたけど、また2学期から給食が始まります。私らにもいっぺん議会としても、和東の議会としてもいっぺん給食を見にいこうやという話もしておったのです。もうこの時点で私は相当切れていましたから、だけど実際の数字を見たときにびっくりしました。これは次の2学期から早急に改善していただきますようお願いいたします。でないともた同じことを、また同じことを質問していかなくてはなりませんので、もうこれ以上は言いませんけど、よろしく願いいたします。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

畑議員、大変申し訳ございません。非常に配慮していただいて、給食費の補正を積んでいただきながら、こういうことになってしまいました。実は学校給食で融通が利かない面がありまして、物価高騰はもちろんにらみながら、足りなくなったら困るということを最優先に考えながら、子どもたちに質のよいいものを食べさせてやりたいというのは私どもも同じですけれども、やはりカロリー面でありますとか、量的なものでありますとか、これを超えてふんだんにいうわけにはなかなかいきません。管理栄養士もそのあたりで苦慮しながら、ただ闇雲に高価なものを買うというのも、またこれもまた違うと思いますので、さらに管理栄養士等に指示をしながら安価で、しかもおいしい食材を作れるように指示はしていきたいと思っておりますので、このようなことがないように、繰り返さないように注意していきます。大変申し訳ございませんでした。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決いたします。承認第1号専決処分の承認を求めることについて、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号専決）の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号専決）の件については、原案のとおり承認されました。ここでちょっと休憩を入れます。再開は11時30分からとします。

(休憩 10:18～11:30)

◎ 議長（西 昭夫）

休憩前に引き続き、会議を再開します。ここで資料に訂正がありますので、事務局に説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（大西 清隆）

失礼いたします。日程第8の令和6年度補正予算（第1号）のところでございますが、事前にお配りさせていただいておりました議案書の議案番号が、議案第7号となっておりますが、正しくは議案第6号の間違いでございました。大変申し訳ございません。今から修正いたしました議案書の鑑をお配りさせていただきますので、お手数でございますが、差し替えをお願いいたします。申し訳ございませんでした。

◎ 議長（西 昭夫）

日程第8、議案第6号令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）の件についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

議案第6号、令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご提案を申し上げます。歳入歳出予算の総額9億1,617万8,000円に、歳入歳出それぞれ2,543万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ9億4,161万円とするものでございます。今回の補正は、相楽東部クリーンセンター応急対策工事や、人事異動に伴います人件費の増減、各小学校の教材備品などでございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（大西 清隆）

失礼いたします。議案第6号、令和6年度東部相楽広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。今回の補正につきましては、先ほどの提案理由でもございましたとおり、職員の人事異動に伴います人件費の補正や、クリーンセンター応急対策工事、各小学校デジタル教科書の費用などでございます。それでは、予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,543万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を9億4,161万円とするものでございます。それでは歳入からご説明させていただきます。予算書の11ページ・12ページをお願いします。

資料では2ページになります。まず負担金で1,225万円を計上させていただいております。町村ごとの金額の内訳につきましては、右側の説明欄に記載のとおりでございます。次に、府支出金では18万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、教育費の中の子どもの発達を支える生徒指導に関する調査研修事業の財源に充当しております。繰入金につきましては、クリーンセンター擁壁安全対策事業の財源としまして、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金で1,300万円を計上しております。次に歳出予算につきまして、主なもののご説明をさせていただきます。予算書13ページをお願いいたします。資料は3ページでございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費では、人事異動に伴います人件費の増減や京都府セキュリティクラウドの負担金で26万3,000円を計上しております。同じページの下段でございます。4款、衛生費、2項、清掃費、2目、塵芥処理費では、ごみ処理委託料におきまして、委託料間での予算の組み替えを行っております。15ページをお願いいたします。資料は3ページ・4ページでございます。3目、施設整備費では、テールアルメ擁壁安全対策等調査事業といたしまして、定期測量委託で120万円、擁壁安全対策工事で1,180万円、総額で1,300万円を計上しております。次に教育費でございます。教育費では全体的なものとしまして、派遣職員や会計年度任用職員の交代によります人件費の補正を行っております。まず5款、教育費、1項、教育総務費、3目、義務教育振興費では、子どもの発達を支える生徒指導に関する調査研究事業としまして、研修会講師謝金と、先進校視察の費用で18万4,000円を計上させていただいております。次に、その下でございます。2項、小学校費、1目、笠置小学校費で347万1,000円を計上しております。主なものとしまして、18ページをお願いいたします。右側説明欄の上から3行目でございます、修繕費で消防設備点検に伴う修繕や、給水ポンプの取替え、水道管の漏水修繕の費用としまして127万円を計上しております。また、その下の笠置小学校給食事業では、スチームコンベクションオープンと回転釜の修繕で22万6,000円を計上しております。次に、予算書は同じページでございますが、資料は5ページになります。2目、和東小学校管理費で127万6,000円を計上しております。内容としまして、消防設備点検に伴います修繕費で35万3,000円、スクールバス運行事業で部活動の湯船方面への送迎に係ります委託料として92万3,000円を計上しております。次に、4目、笠置小学校教育振興費では、指導者用デジタル教科書につきまして、新たに算数と理科が追加されましたので、その費用としまして、備品購入費で99万円を計上しております。この指導者用デジタル教科書につきましては、5目、和東小学校教育振興費、6目、南山城小学校教育振興費でも、同様に計上させていただいております。次に、一番下の2目、和東中学校管理費では299万8,000円を計上しております。主なものとしまして20ページをお願いいたします。資料は6ページになります。農業体験学習の用地購入にかかります費用としまして、右側説明欄にございますとおり、委託料で38万3,000円、公有財産購入費で130万2,000円をそれぞれ計上しております。また工事請負費では、グラウンド排水路修繕工事としまして84万5,000円を計上して

おります。19ページ後段の4項、社会教育費、2目、社会教育施設費では、笠置町図書室運営諸経費としまして、ノートパソコンと図書管理システムの購入費用としまして20万4,000円を計上しております。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（西 昭夫）

これから質疑を行います。質疑はありますか。1番、村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

テールアルメ安全対策事業として1,300万計上がされているのですが、先だっこの議会においても馬場副連合長が、まだ地面は動いているけども、別段お金が出ないのでというようなことをおっしゃいました。なのに、擁壁安全対策工事というのはどういう形でなされるのか、本当に必要なものか、その辺の説明を願いたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

馬場副連合長。

◎ 広域副連合長（馬場 正実）

答弁させていただきます。今回の擁壁安全対策工事費につきましては、前回の工事で危険な擁壁を外したということでございます。この外した結果、まだ土塊の動きがあるということが判明しております。これに対しまして、先ほど平沼連合長からも答弁がありましたように、地下水がどのように影響しているかが全く見えていないと、これについては当初からその調査をしていないという状況がございます。その関係もありまして、全面に防水シート、これ5年耐用の防水シートを貼って、法面に降る水をそこから避けさすということのシートの費用でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

1番、村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

それでこの財源として、基金繰入金ということで1,300万、実際に去年度も1億ほど出していますよね。そこでお聞きしたいのは、当初の基金の残高と、この1,300万円を引き出したときの後の残額はどれぐらいになるか、報告いただきたいです。

◎ 議長（西 昭夫）

総務課長。

◎ 総務課長（大西 清隆）

失礼いたします。クリーンセンターの擁壁安全対策基金でございますが、新規に積み立てた段階では、残高が3億5,847万3,824円となっております。現在の残高が1億8,339万2,435円、ここから1,300万を差し引きますと、1億7,039万2,435円になります。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

1番、村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

3回目ということですので、最後にさせていただきたいのですが、先ほど連合長は結局解体に当たっては、多額の費用が生じるということをおっしゃいました。実際に総額は私はつかんでいないですけど、やはり基金は解体費用に回していただきたいと思うのですね。だからこの調子で行ったらこの基金はどんどんどんどん行って、もうすぐなくなってしまうのではないかと思うのです。確かに基金は使いやすいですけど、ほか財源の捻出の方法はないかと思うのですね。ということは分担金あたりの形を取るとか、基金は残しておく、そういう考え方はないのですか。

◎ 議長（西 昭夫）

馬場副連合長。

◎ 広域副連合長（馬場 正実）

答弁させていただきます。基本的にこの基金につきましては、あくまでも安全対策を講じるための基金でございます。解体というのはまた別の事業になりますので、これは先ほど連合長が答弁しましたように、解体については新たな財源を求めたい、一部を求めたということで、いろいろな交付金等も考えながら検討していくことになります。ただ最終的に解体ということがこの議会で決定されましたら、そのときにはこの基金の残金につきましては、そちらに充てるということになると思います。

◎ 議長（西 昭夫）

他に質疑はありませんか。4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

また小学校管理費の中でちょっとお聞きします。今回は修繕費が32万ですが、これは消防設備と見ているのですが、ただ恐らく学校教育課長、両方入っていると思うのですが、小学校の体育館、いわゆる水漏れ、前のときも修繕しました。一時止まっておったように思

うのですけど、また漏れているというようなことで聞いているのですけど、これについては、前の工事の補償範囲の中でやられるのか、それとももう新たにやっていかななくてはならないのか、その辺の見解はいかがですか。

◎ 議長（西 昭夫）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（岸田 啓介）

ただいまのご質問にお答えいたします。議員がおっしゃるとおり、時間20ミリ程度の強い雨が降りますと、体育館で雨漏りしております。令和3年度に大屋根の修繕工事をさせていただいておりまして、そのときに保証期間として10年間を見ております。その中で雨漏りしたときには、業者の方に連絡いたしまして、現状確認し、その都度修繕をさせていただいておるところでございます。今後も業者に状況を見てもらいながら、さらに修繕が必要なのか、大きく修繕が必要なのかというところも含めまして、また検討していきたいというふうに考えております。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

分かりました。もう一つ、小学校の公有財産土地購入、これは恐らくこちらのお茶の体験学習の畑のことだと思うのです。今年も出品茶に取り組んでいただいたと、これは非常にお茶農家としてもありがたいことです。今回これを教育委員会は学校が持つということですか。その点について、これからそういう管理ができるのかできないのか、その点はいかがですか。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。これはずっとお借りして好意で、これは無償でお借りしていたものでございます。そういう長年にわたって、そこで和東中学校を中心に、和東小学校ともどもお茶の体験学習ということでしてまいりました。ですが、この体験学習をするに当たって、非常にいろいろな面で準備やいろいろな茶農家さんにお世話にならないとできないような状況もございました。自分たちで持つことによって、新たに連合管内、教育委員会で所有することによって、連合管内でまた笠置小学校、南山城小学校、笠置

中学校とございますので、そういったあたりで共有しながら学習を進めていくというのが1つでありますし、うちで管理するに当たっては、またボランティアの皆様や茶農家さんのお力をお借りしながら管理していきたいなというふうに思っています。まだ見通しが、今ずっと継続していたことをやるというあたりで進んでいきたいと思いますが、今後あらゆる教育活動を展開していきたいなというふうに考えていますので、ご理解いただきたいなというふうに思っています。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

教育活動の一環としてやっていくと、ということは、連合で2中学校だと思います。和東中学校の生徒だけではお茶摘み体験はちょっと難しいと思うのですが、その辺を懸念するのはですよ。例えば笠置中学校も一緒になってやるのか、いや、和東だけでやるのか、どちらにしろ知れた人数ですから、保護者の皆さんのお手伝いも要ると思うのですよ。お茶を摘むだけじゃなしに今ボランティアで学校の管理も話されましたけど、大変難しい問題だなと、このように思うのです。だけど茶の体験というものになったら、やはりやっていかなくてはならないでしょう。私の考えと、教育長の考え方だけお伺いしました。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。まず原案に反対の者の発言を許します。2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

議案第6号、令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算案（第1号）について反対討論を行います。本予算にはテールアルメ擁壁安全対策調査事業が1,300万円計上されております。これの前提として、これまでの経緯として、さきの安全対策工事で生じた問題があります。設計業者からは事前に説明をいただいた中で大丈夫だということで説明を受け、その結果、工事をいただいた結果として、今回の亀裂が生じるなどの事態が発生をいたしました。そしてまたこの応急対策をしていく前提として、先ほど調査報告書があるというふうに連合長も答弁されましたけれども、その調査報告書自体を全議員に配ってきちっと説明するというのがこの前提になるのではないかと思いますけれども、それも実施をされていません。本当に原因が究明をされて、この対策が本当に効果的であると判断する十分な説明責任、究明資料の提供がない中では、とても賛成することはできません。本当に効果的な対応策であればいいのですけれども、不十分な点を指摘をしまして、反対討論とさせていた

だきます。

◎ 議長（西 昭夫）

次に賛成者の発言を許します。ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第6号、令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者 挙手）

◎ 議長（西 昭夫）

挙手多数です。したがって、議案第6号、令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）の件については原案のとおり可決されました。日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。各委員長から、会議規則第76条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（西 昭夫）

異議なしと認めます。したがって、異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和6年相楽東部広域連合議会第2回定例会を閉会します。本日はご苦労さまでした。